

# 議会運営委員会

令和2年3月19日午後1時30分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	小城 世督	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子      同 係 長 岡田 光代

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 伴委員 溝部委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和2年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①付議議案の取扱いにつきましては、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧くださいと思います。各常任委員会等に付託されました町長提案の16議案については、いずれも満場一致で可決・認定すべきものと決しております。また、厚生常任委員会に付託されました陳情第1号については、満場一致で採択すべきものと決しております。委員会発議をもって意見書を提出されます。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認させていただきたいと思います。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員

議案第10号の令和2年度斑鳩町一般会計予算については、反対はしませんけど、討論を申し出たいと思います。

もう1点、議案第13号の令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については反対させていただきます。

委員長

ほかにごございませんか。

( な し )

委員長

それでは、議案第10号、令和2年度斑鳩町一般会計予算については賛成の討論を予定されているということで確認をしておきます。

また、議案第13号、令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については賛否の討論を予定されているということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

暫時休憩いたします。

( 午後1時32分 休憩 )

( 午後1時33分 再開 )

委員長

再開いたします。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで確認をしておきます。また、賛成の討論については平成30年3月議会に実施されており、当時の議会運営委員会でも討論者の人数について協議されております。このとき、申し出があった場合に討論について複数お受けするという確認をし、実際には2名の方が賛成の討論をされました。このときと同様に、賛成の討論については、申し出があった場合には複数お受けするという確認をよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛成の討論は、申し出があった場合には、複数お受けするということで確認しておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。はじめに、追加日程1. 発議第1号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書については、陳情書を委員会で採択された結果、委員会発議をもって提出されるものです。次に、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程3. 発議第3号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、のちほど(3)においてご協議いただく予定としております。

なお、発議第1号から発議第3号は、委員会の発議による議案であり、本会議での質疑を省略することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

次に、追加日程4. 議案第16号、令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)については、最終日に提出されるということでございますので、総務部長から説明をいただきたいと思います。

面卷総務部長。

総務部長

こんにちは。それでは、追加日程4. 議案第16号 一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和2年3月10日に、国が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」におきまして、感染拡大防止策としての、保育所等における必要な物品等の購入経費や、小学校の臨時休業に伴い、学童保育室を午前中から開室するための人材確保等に要する経費を対象として、国が補助事業を実施することとなりました。本補正予算につきましては、本町におきましても、この国庫補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応を実施していくことに伴う予算の補正となっております。この

たびの新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策につきましては、3月16日開催の厚生常任委員会及び3月17日開催の総務常任委員会にご報告をさせていただいたところでございますが、この緊急対応に伴う予算補正の内容につきまして、本日の議会運営委員会にご報告をさせていただき、一般会計補正予算（第10号）として、本定例会の最終日の追加上程につきまして、お願いをさせていただきたく存じますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料1をご覧くださいでしょうか。本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ510万円を追加し、歳入歳出それぞれ95億2,007万2千円とするものでございます。

はじめに、国の支援の内容についてでございますが、感染拡大防止策としての、保育所等における必要な物品等の購入経費につきましては、補助基本額1施設あたり50万円、補助割合10分の10として補助されます。また、小学校の臨時休業に伴い、学童保育室を午前中から開設するための人材確保等に要する経費を対象として、補助基本額1施設あたり日額30,200円、補助割合10分の10として補助される内容となっております。

具体の予算補正の内容でございます。歳入予算の補正では、第15款 国庫支出金で、町立の学童保育室における、開室時間延長に伴う放課後児童支援員等の確保に要する賃金、及び感染拡大防止のために必要な物品購入に要する経費が補助対象となることから、子ども・子育て支援交付金310万円の増額、また、町立及び私立保育所における感染拡大防止のために必要な物品購入に要する経費が補助対象となることから、保育対策総合支援事業費補助金200万円の増額をお願いしております。

裏面にお移りいただきまして、歳出予算の補正では、第3款 民生費の児童福祉総務費で、斑鳩黎明保育園、小規模保育所ほうりゅうじを対象に、感染拡大防止のための必要な経費として、1園あたり50万円を補助することとし、100万円の増額補正をお願いしております。保育園費では、町立保育園における感染拡大防止のために必要な物品の購入として、マスク、消毒液、空気清浄機を購入するため、100万円の増額補正をお願いしております。学童保育運営費では、町立の学童保育室における開室時間延長に伴う放課後児童支援員等の賃金として60万円の増額と、感染拡大防止のために必

要な物品として、マスク、消毒液、空気清浄機を購入するため、250万円の増額補正をお願いしております。これら事業につきましては、本年度末までに事業を完了させることができないことから、繰越明許費として、第3款 民生費、第2項 児童福祉費で、私立保育所感染症対策事業100万円、町立保育園感染症対策事業100万円、学童保育室感染症対策事業として、賃金を除く250万円の予算措置をお願いしているところでございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に関する保育所等における緊急対応策につきましては、すみやかに対応してまいりたいと考えておりますので、本定例会の最終日に一般会計補正予算として上程させていただきたく存じます。つきましては、特段のご配慮をたまわりますようお願い申し上げます。また、幼稚園に関する支援につきましては、昨日、奈良県から、その感染拡大防止策として、国において、保育園と同様の事業を令和2年度予算で実施されるとの通知を受けました。あわせてご報告をさせていただきますとともに、この関係につきましては、改めて、ご相談申しあげ、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりました。この件については、既に厚生常任委員会および総務常任委員会において、担当課よりご報告をいただいております。ご存知の委員もおられるかとは思いますが、質疑・ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）の議案の取り扱いは、最終日に上程し、委員会付託を省略し、最終日に即決したいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをして

いただきますよう、お願いいたします。

ただいま、理事者にご出席いただいて、議会運営委員会で説明はしていただきましたけれども、改めて3月25日の全員協議会に理事者に出席していただき、説明を受けるということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、そのように確認をさせていただきます。

現在までに追加提案を予定されているものはこの4件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんか。

( な し )

委員長

議員提案の予定は、現時点ではないものと確認をしておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めていただきますので、議長には進行方よろしくお願いいたします。

(1) 令和2年第1回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会等の日程についてを議題といたします。5月臨時会及び6月定例会等の日程についてご協議いただきたいと思います。まず、お手元にお配りいたしております日程案について、議会事務局から説明をお願いいたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

こんにちは。それでは、次期定例会等の日程につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、6月定例会の日程案でございます。お手元の「令和2年第2回斑鳩町議会定例会日程表(案)」をご覧ください。6月1日(月)を初日とし、6月18日(木)を最終日とする会期18日間の案をお示ししております。まず6月1日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、2日(火)から3日(水)は休会、4日(木)、5日(金)を一般質問とし、6日(土)、7日(日)は休会、8日(月)は建設水道常任委員会、9日(火)は厚生常任委員

会、10日(水)は休会、11日(木)は総務常任委員会、12日(金)から14日(日)を休会、15日(月)は議会運営委員会、16日(火)から17日(水)までは休会とし、18日(木)を最終日とする、会期18日間の案でございます。

続きまして、5月の臨時議会の日程でございます。「令和2年4・5月委員会等日程(案)」をご覧ください。理事者との日程調整をさせていただきました結果、5月13日(水)とさせていただけたらと考えております。また、議会運営委員会については4月27日(月)に開催、その打合せについては4月23日(木)にさせていただければと考えております。なお、臨時会招集に必要となります議案がない場合は、臨時会は開催せず、全員協議会をもって役員改選をしていただきたいと考えております。

また、5月の委員会につきましては、5月の役職改選後、新しい正副委員長にご相談させていただくべきところではございますが、5月1日発行の議会だよりに日程を掲載する必要がございますことから、先ほどの6月定例会、5月臨時会も含めご提案させていただくものでございます。まず、5月15日(金)に議員懇談会、終了後に3常任委員会の打合せ、18日(月)に建設水道常任委員会、19日(火)に厚生常任委員会、22日(金)に総務常任委員会、終了後に議会運営委員会の打合せ、26日(火)に議会運営委員会といたします日程案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、5月臨時会の日程については、5月13日(水)を予定、ただし、議会召集に必要な議案がない場合は全員協議会を開催すること、また、6月定例会の日程及び4月・5月の各委員会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定しておくということで確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )



委員長

異議なしと認めます。次期定例会等の日程につきましては、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認をしておきます。

総務部長から、他に何か報告等がございますか。

( な し )

委員長

総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

( 午後 1 時 4 8 分 休憩 )

( 午後 1 時 4 8 分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、(3)今年度の検討事項について、①斑鳩町議会傍聴規則の見直しについて、を議題といたします。

初日の全員協議会で報告ののち、特段のご意見もなかったことから、別紙のとおり答申案と議案書案を作成して、お手元にお配りしております。

ご確認いただき、この内容で議長に答申をすることに決定したいと思いますが、異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

答申案のとおり、議長に答申することにいたします。

また、委員皆様のお手元にお配りしております議案書案により、発議第2号、発議第3号として当委員会の発議により本会議に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって発議第2号、発議第3号を提出いたします。答申文書の準備のため、暫時休憩いたします。

( 午後1時50分 休憩 )

( 午後1時50分 再開 )

委員長

再開いたします。

それでは、議長に答申します。

( 答申鑑文朗読 )

委員長

暫時休憩します。

( 午後1時50分 休憩 )

( 午後1時51分 再開 )

委員長

再開いたします。

この間、皆さんには熱心にご協議をいただき、皆さんのご協力により、一定の見直しができましたことに感謝申しあげたいと思います。どうもありがとうございました。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。小城委員。

小城委員

今回の定例会の一般質問の初日ですね、時間がコロナのあれで全員協議会と議運が入ってしまって一般質問の時間がずれたと思うんですけど、それはもう仕方がないということの認識でいいんでしょうか。例えば今日とかでしたら、小学校の卒業式がなくなっているけど、もともと1時半と告知しているので1時半から、一般質問も9時からと告知しているので、9時から始めるほうが一般住民さんにとってはいいのかなというのが。

委員長 議会だよりにはどのように載せてる。予定ということやったかな。  
佐谷議会事務局長。

議会事務局 議会だよりには、「一般質問 9時から」と載せておりますけども、「変更  
局長 になる場合がございます」ということは注意書きとして書かせていただい  
ているところでございます。以上でございます。

委員長 イレギュラーなことがあった場合には、議会のルールに則ってやっていく  
べきだと思いますんで、それは仕方のないことだと。なるべく時間はとらな  
いようには考えておりますけれども、それはもうご了承いただきたいと思  
いますが、よろしいですか。 小城委員。

小城委員 かしこまりました、ちょっと確認したかっただけです。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 もう1点ですね、議会中の告別式等の出席についてなんですけど、これは  
どこまでの範囲がいて、どこまでの範囲、どういうルールになっているの  
かっていうのを知りたいんですけど。

委員長 議会中の告別式。

小城委員 告別式に出席するっていう、途中抜けて。

委員長 議長がですか。

小城委員 議長ではなくて、議員。

委員長 議員、それは個々の判断だとは思いますが、いやしくも住民から付託  
を受けた議員が審議中に告別式に出席するというのは、ちょっといかなもの  
かと私自身は思います。それは各個人が考えるべきことだとは思いますが。

ほかの皆さんどうのご意見ですか。 伴委員。

伴委員 委員長が言うとおりに、今までからもそういう形で、個々の判断というのが基本的にあって、逆に言えばこんなをルール化してというのは逆に言ったら幼稚な感じになってしまいますんで。たぶん一般質問の日のことを言っているのかなど。実際に議員としては出席はしておりますが、直接質疑がないということで判断されたのかなとは思いますが、これは個々の判断やと思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も告別式に対して議会のなかでルールがあるというふうには認識はしていないんですけども、議員のモラルの範囲の判断になるかなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

個々の判断、議員のモラルを踏まえての判断ということでご理解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

( な し )

委員長 なければ、議長から何かございませんか。 坂口議長。

議長 3月16日に開催されました厚生常任委員会の記録についてご報告させていただきます。斑鳩町議会委員会条例第27条により、委員会の記録は委員長がその概要を作成することと定められております。3月16日の厚生常任委員会では、委員より書簡の読み上げがございましたが、議会に送付された公文書ではなく、また個人の名称も入ってございましたことから、濱委員長より、委員会の記録においては、「(書簡を読み上げ)」というふうに記載される予定というふうにお聞きしており、私も了承しておりますので、ご報告申し上げます。

委員長 ただいま議長から報告いただきましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 私傍聴もさせていただいてましたけども、再確認させていただきたいと思いますが、小城委員が読み上げられた文書のことだと思いますけど、読み上げられたご本人には確認はとれているということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 今回の議長がおっしゃった件でございますか。今この場でおっしゃっておられると思っております、最初に。以上でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 1 時 5 7 分 休憩 )

( 午後 1 時 5 8 分 再開 )

委員長 再開いたします。

ただいま、小城委員にお聞きしますと、確認は今までされてないということで、ただ今の議長の報告をもって確認され、承諾されたということでよろしいですか。 小城委員。

小城委員 はい、特に問題はございません。

委員長 それでは、ただ今議長から報告のありましたことは、小城委員も確認されておりますので、そのようにさせていただきます。

それでは、委員会の記録においては、「(書簡を読み上げ)」という文言で記載されるということで、当委員会として確認をしておきます。

事務局から何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 議会の最終日、3月25日に斑鳩町聴覚障害者協会の方が傍聴に来られるとお聞きしております。その際、手話通訳者も同席され、傍聴席で手話通訳をされると伺っておりますので、ご報告申しあげます。以上です。

委員長 これをもって、その他については終わります。  
それでは、継続審査についてお諮りいたします。  
お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。  
以上をもちまして本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。  
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでございました。

( 午後2時00分 閉会 )